
第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 社会の状況

近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展、家庭や地域でお互いに助け合う相互扶助の低下、個人の価値観の多様化や地域のつながりづくりの希薄化など、地域を取り巻く環境は変容しつつあります。これにより、地域ではひきこもり、孤独死、生活困窮者、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題などの新たな福祉課題が発生しており、既存サービスでは対応しきれない制度の狭間で課題を抱えた方が適切な公的支援を受けられないという問題が起きています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとして外出や地域での活動が制限され、従来の活動が停滞する中で様々な課題が浮き彫りとなり、人と地域の関わり方が変化し、孤独・孤立を感じている人や複雑・複合化した課題を抱え、生きづらさを感じている人や世帯が増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、福祉制度によるサービスのみで支えることは難しく、地域住民や関係団体、社会福祉協議会が共通の認識のもと協働して、様々な支え合いや助け合いの活動に取り組んでいくことが必要となっています。

(2) 国の動向

国においては、平成12(2000)年に社会福祉法を改正し、新たに「地域福祉」の考えを導入し、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢等にかかわらず、個人の人としての尊厳を尊重し、誰もが地域の中で安心して暮らせるような支え合いの仕組みづくりの必要性を明確にしました。

平成27(2015)年9月には、誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現に向けて「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示され、平成28(2016)年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」に「地域共生社会」が盛り込まれました。

その後、地域共生社会の実現に向けて、平成28(2016)年7月に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部が設置され、同年10月には「地域における住民主体の課題解決強化・相談体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)」が設置され、検討が進められました。平成29(2017)年6月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布により、社会福祉法が改正され、平成30(2018)年4月に施行されました。

令和元(2019)年5月には、「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協議の推進に関する検討会(地域共生社会検討会)」が設置され、地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制の構築について検討されました。それを踏まえ「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2(2020)年6月に公布され、令和3(2021)年4月に改正社会福祉法が施行されました。

(3) 桐生市の状況

地域福祉推進の理念として、地域住民、社会福祉事業者及び社会福祉に関する活動を行う者は相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされています。

桐生市では地域福祉を総合的に推進することを目的に、平成22(2010)年3月に第1次桐生市地域福祉計画を策定し、また、これに連携して実際の活動・行動のための計画として桐生市社会福祉協議会が第1次桐生市地域福祉活動計画を策定しました(以下、「第1次計画」という。)

その後、平成27(2015)年3月には第2次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画への改定を行い、第1次計画の基本理念を引き継ぎながら、その実現のために基本目標の達成に向けて地域福祉の推進に取り組んできました。

令和2(2020)年には第3次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画(以下、「第3次計画」という。)を策定し、上位計画である「桐生市総合計画」と整合性を図り、「地域共生社会の実現や、『市民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことのできる地域づくり』を目指し、地域福祉の向上を図ります」を基本理念とし、社会情勢、地域の状況を踏まえるとともに、これまでの市民や桐生市、桐生市社会福祉協議会の取組を土台として、より地域住民のニーズに沿った地域福祉の推進が図れるよう進めてきました。

第3次計画の計画期間が令和6(2024)年度に終了することから、社会情勢や国・県の動向を踏まえ、さらなる地域福祉の推進を目指し、市民、地域団体、社会福祉事業者、行政など様々な主体が協働して地域福祉に取り組んでいくための方針や具体的な取組を示すことを目的として、第4次桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画(以下、「第4次計画」という。)を策定します。

2 地域福祉と地域共生社会について

(1) 「地域福祉」とは

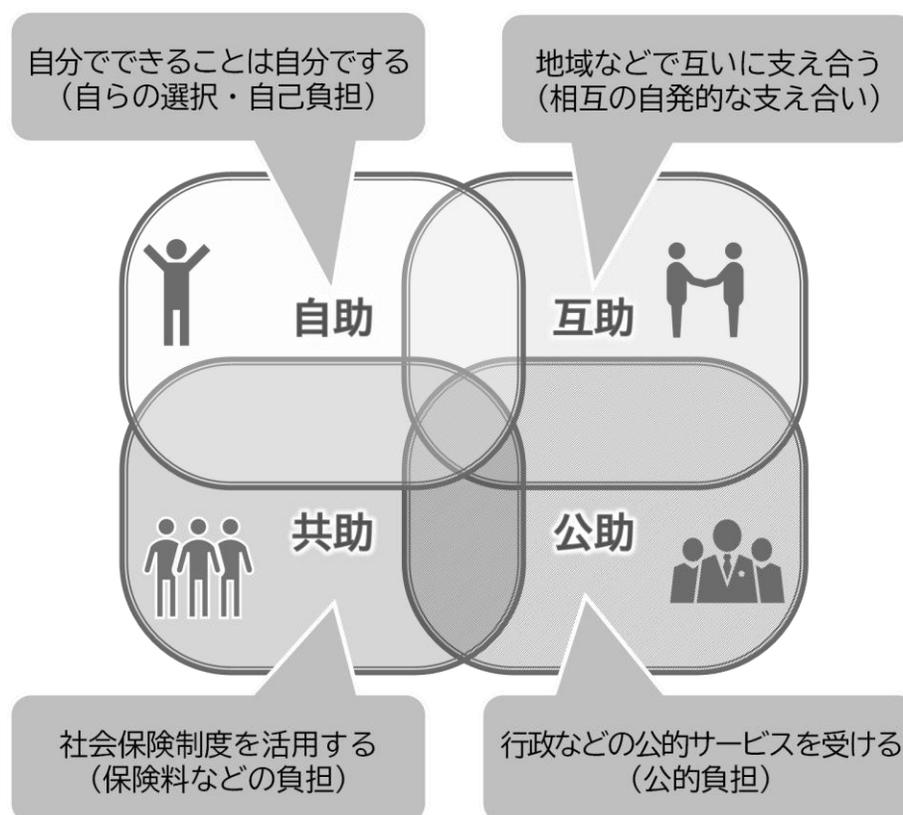
一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉など対象者ごとに分かれたものを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。それは、こうした対象者ごとにそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきたからです。

しかし、地域福祉とは、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域の人と人とのつながりを大切に、お互いに助けたり助けられたりする関係やその仕組みを作っていくことです。

これからのまちづくりは、こどもから高齢者まで住民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みを作り、それを持続させていくことが求められています。

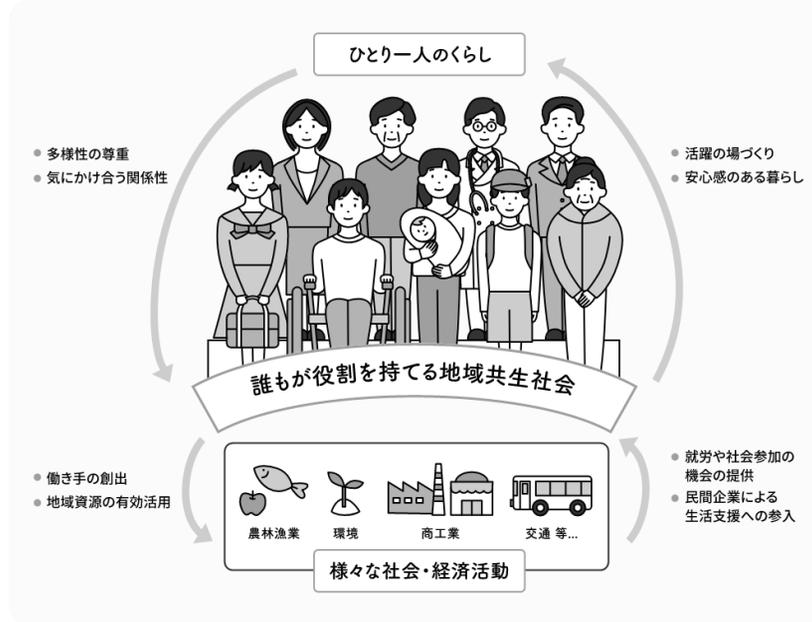
そのためには、様々な生活課題について住民一人一人の努力(自助)、近隣の助け合いやボランティアなど、住民同士の相互扶助(互助)、介護保険を始めとした、社会保険など制度化された相互扶助(共助)、公的な制度(公助)の連携によって解決していこうとする取組が必要です。

こうした背景には、それぞれ異なる個性を持った人々が、その個性を尊重しながら他の人や行政などに過度に依存せず自立した生活を送ることができ、その上で互いに協力して、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会を作ることが前提となっています。



(2) 「地域共生社会」とは

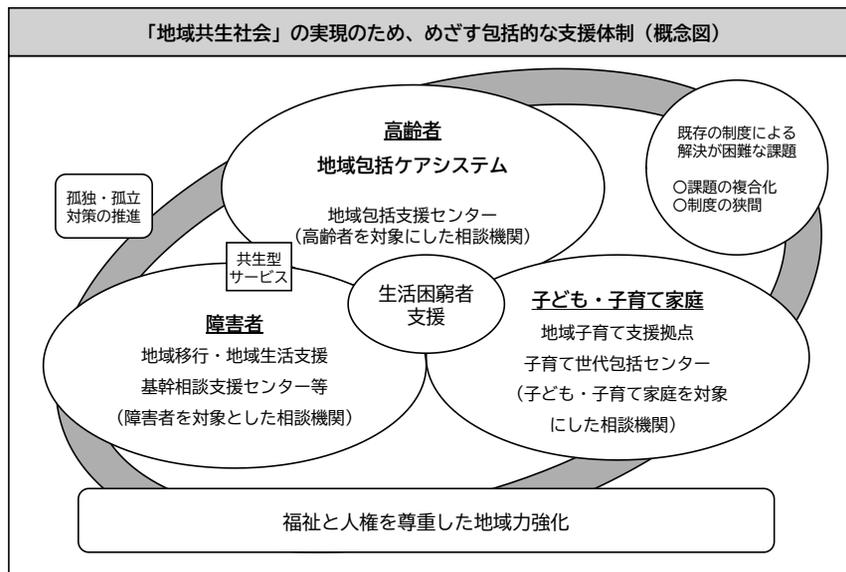
地域共生社会とは、制度や分野による「縦割り」や「受け手」と「支え手」という関係を超えて、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



《出典：厚生労働省》

地域共生社会の実現に向けて、市町村には、包括的支援体制の整備が求められています。社会福祉法第106条の3では、「市町村は(略)、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」とうたわれており、市は、地域住民自身が地域福祉を推進し、また、他の住民の相談・情報提供にあたるようにするための環境整備に努めることとされています。

■ 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



《出典：厚生労働省資料を基に作成》

(3) 重層的支援体制の整備

令和2(2020)年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されています。

本市においては、「重層的支援体制整備事業」の実施に向けて、検討を続けています。今後、庁内関係課及び関係機関・各種団体等と連携し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりを進めます。



《出典：厚生労働省》

(4) SDGsへの対応

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標であり、平成27(2015)年の国連サミットにおいて全会一致で採択されました。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を一つの期限として17の国際目標(その下に169のターゲットと231の指標が決められている)が設けられました。

誰一人取り残さないというSDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の考え方につながることから、第4次計画はこのSDGsの視点も踏まえたものとしします。



3 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられた行政計画です。また、市町村地域福祉計画に定める事項が示され、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けています。

令和2(2020)年の社会福祉法の改正においては、第107条第1項第五号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

■ 福祉分野の個別計画と地域福祉計画



(2) 地域福祉活動計画

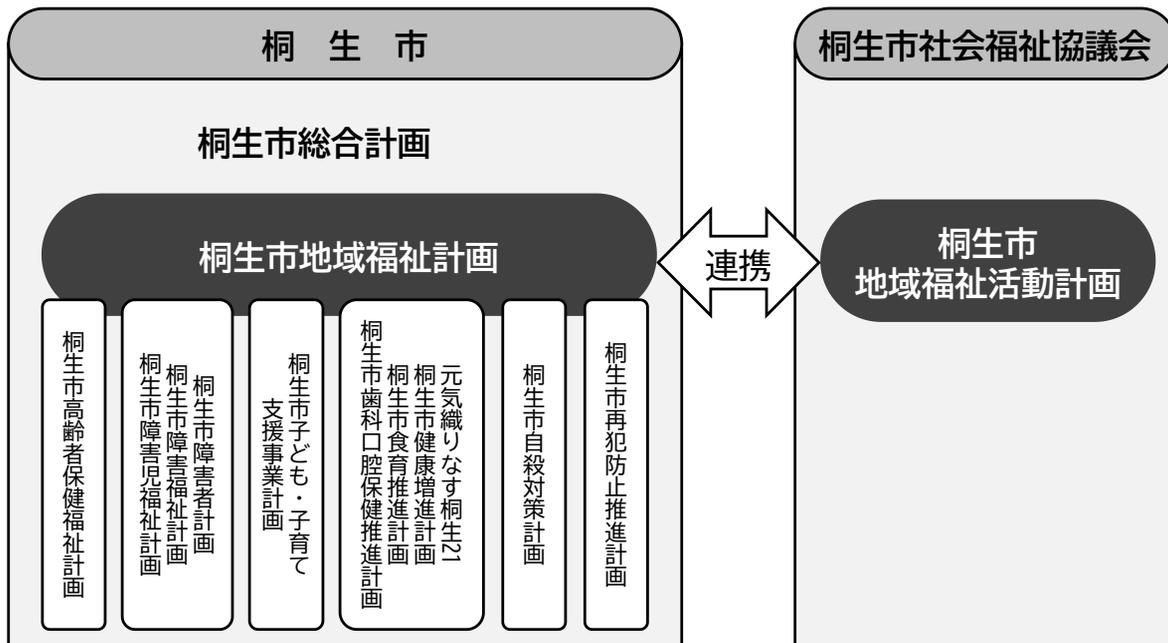
地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

■ 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係



4 計画の期間

第4次計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。
 なお、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し、必要であれば見直しを行います。

■ 桐生市における関連計画の期間

平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	令和 元年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)	令和 11年度 (2029年度)
桐生市新生総合計画 (12年間)			桐生市第六次総合計画										
第2次桐生市地域福祉計画 (5年間)			第3次桐生市地域福祉計画 (5年間)					第4次桐生市地域福祉計画 (5年間)					
第2次桐生市 地域福祉活動計画 (5年間)			第3次桐生市地域福祉活動計画 (5年間)					第4次桐生市地域福祉活動計画 (5年間)					
第6期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第7期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第8期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)		第9期桐生市 高齢者保健福祉計画 (3年間)							
桐生市障害者計画 (12年間)								桐生市障害者計画 (6年間)					
第4期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第5期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第6期桐生市 障害福祉計画 (3年間)		第7期桐生市 障害福祉計画 (3年間)							
		第1期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)		第2期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)		第3期桐生市 障害児福祉計画 (3年間)							
桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)			第2期桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)					第3期桐生市 子ども・子育て支援事業計画 (5年間)					
桐生市健康増進計画 「元気織りなす桐生21」(第2次) (10年間)								元気織りなす桐生21(第3次) 桐生市健康増進計画・桐生市食育推進計画・ 桐生市歯科口腔保健推進計画(12年間)					
			桐生市自殺対策計画 (5年間)					第2期桐生市自殺対策計画 (5年間)					
						桐生市 再犯防止推進計画 (2年間)		第2次桐生市再犯防止推進計画 (5年間)					

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

5 計画策定の方法

(1) 会議体による計画内容の審議

(ア) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会

桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会(以下、「推進委員会」という。)は、市民組織代表者、医療・社会福祉団体代表者、一般公募など14人の委員で構成され、第4次計画の全般について審議を行いました。

(イ) 桐生市地域福祉計画・桐生市地域福祉活動計画推進委員会作業部会

推進委員会の作業を円滑にするため桐生市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会作業部会を設置しました。同部会は、市職員9人及び社会福祉協議会職員1人で構成され、計画作成にあたり必要な事項の検討や調整を行いました。

(2) アンケート調査等による市民ニーズの把握

(ア) 地域福祉に関するアンケート調査(市民対象) 令和6(2024)年5月実施

第4次計画に、地域福祉に関する市民の意見や考え方を反映させるため、市内居住の18歳以上の市民2,000人(無作為抽出)を対象にアンケートを実施したところ、883人から回答を得ました。

(イ) 地域福祉活動計画地区別懇談会 令和6(2024)年7～9月実施

計画作成の過程で公民館などにおいて地区別懇談会を実施し、新たな地域福祉課題の把握及びその解決策などについて、参加者から意見をいただきました。

○開催回数 15回(行政22地区別)

○参加者 自治会役員、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員、育成会、婦人会、老人会、社会福祉法人職員など

○参加人数 延べ592人

(3) 意見提出手続(パブリック・コメント)の実施

広く市民の意見や要望等を募集するため、意見提出手続(パブリック・コメント)を実施しました。

- 期 間 令和6(2024)年12月20日(金)～令和7(2025)年1月20日(月)
- 周知方法 桐生市役所ホームページ、広報きりゅう1月号へ掲載
桐生市役所本庁、新里支所、黒保根支所の窓口
- 応募資格
 - ・市内に住所を有する個人
 - ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
 - ・市内の事務所又は事業所に勤務する人
 - ・市内の学校に在学する人
 - ・この手続きに利害関係を有する個人、法人、その他の団体
- 提出方法 次のいずれかの方法で提出
 - (1)直接提出
 - (2)郵送
 - (3)ファクシミリ
 - (4)電子メール
- 意見提者 意見提出なし
- 意見数 0件